

道路交通法施行令及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 道路交通法施行令(昭和三十五年政令第二百七十号)	1
○ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令(平成十四年政令第二十六号)	10

改 正 案		現 行	
<p>（自動車の使用の制限の基準）</p> <p>第二十六条の六 法第七十五条第二項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 自動車（法第五十一条の四第一項に規定する重被牽引車（以下「重被牽引車」という。）を含む。以下この条及び次条において同じ。）の使用者（安全運転管理者、副安全運転管理者その他自動車の運行を直接管理する地位にある者を含む。以下この条において「使用者等」という。）が次の表の上欄に掲げる違反行為をし、当該違反行為により自動車の運転者が同表の下欄に掲げる違反行為をしたときは、六月を超えない範囲内の期間、当該違反行為に係る自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずるものとする。</p>		<p>（自動車の使用の制限の基準）</p> <p>第二十六条の六 法第七十五条第二項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 自動車（法第五十一条の四第一項に規定する重被牽引車（以下「重被牽引車」という。）を含む。以下この条及び次条において同じ。）の使用者（安全運転管理者、副安全運転管理者その他自動車の運行を直接管理する地位にある者を含む。以下この条において「使用者等」という。）が次の表の上欄に掲げる違反行為をし、当該違反行為により自動車の運転者が同表の下欄に掲げる違反行為をしたときは、六月を超えない範囲内の期間、当該違反行為に係る自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずるものとする。</p>	
自動車の使用等々の違反行為	自動車運転者の違反行為	自動車の使用等々の違反行為	自動車運転者の違反行為
法第百十七条の二第二項第一号の違反行為	法第百十七条の二第一項第一号の違反行為	法第百十七条の二第四号の違反行為	法第百十七条の二第一号の違反行為
法第百十七条の二第二項第二号の違反行為	法第百十七条の二第一項第三号の違反行為	法第百十七条の二第五号の違反行為	法第百十七条の二第二号の違反行為
法第百十七条の二の二第二項第一号の違反行為	法第百十七条の二の二第一項第一号の違反行為	法第百十七条の二の二第八号の違反行為	法第百十七条の二の二第一号の違反行為
法第百十七条の二の二第二項第二号の違反行為	法第百十七条の二の二第一項第一号又は法第百十七条の二の二第一号の違反行為	法第百十七条の二の二第九号の違反行為	法第百十七条の二の二第三号の違反行為

法第百十七條の二の二第二項第三号の違反行為	項第三号の違反行為
法第百十八條第二項第三号（法第七十五條第一項第五号に係る部分に限る。）の違反行為	法第百十七條の二の二第一項第七号の違反行為
法第百十八條第二項第三号（法第七十五條第一項第五号に係る部分に限る。）の違反行為	法第百十八條第一項第三号の違反行為

二 自動車の使用者等が次の表の上欄に掲げる違反行為をし、当該違反行為により自動車の運転者が同表の中欄に掲げる違反行為をした場合において、同表の下欄に掲げるいずれかの事情があるときは、三月を超えない範囲内の期間、当該違反行為に係る自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずることができる。

自動車の使用者等の違反行為	自動車の運転者の違反行為	事 情
法第百十八條第二項第三号（法第七十五條第一項第二号に係る部分に限る。）の違反行為	法第百十八條	一（略） 二 自動車の使用者等が、当該自動車の使用の本拠におけるその者の業務に関し、過去一年以内に、法第百十七條の二第二項、法第百十七條の二の二第二項若しくは法第百十八條第二項第三号（法第七十五條第一項第五号に係る部分に限る。）の違反行為をし、又は過去

法第百十七條の二の二第十号の違反行為	違反行為
法第百十八條第一項第四号（法第七十五條第一項第五号に係る部分に限る。）の違反行為	法第百十七條の二の二第七号の違反行為
法第百十八條第一項第四号（法第七十五條第一項第五号に係る部分に限る。）の違反行為	法第百十八條第一項第七号の違反行為

二 自動車の使用者等が次の表の上欄に掲げる違反行為をし、当該違反行為により自動車の運転者が同表の中欄に掲げる違反行為をした場合において、同表の下欄に掲げるいずれかの事情があるときは、三月を超えない範囲内の期間、当該違反行為に係る自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずることができる。

自動車の使用者等の違反行為	自動車の運転者の違反行為	事 情
法第百十八條第一項第四号（法第七十五條第一項第二号に係る部分に限る。）の違反行為	法第百十八條	一（略） 二 自動車の使用者等が、当該自動車の使用の本拠におけるその者の業務に関し、過去一年以内に、法第百十七條の二第四号若しくは第五号、法第百十七條の二の二第八号から第十号まで若しくは法第百十八條第一項第四号（法第七十五條第一項第五号に係る部分に限る

条第二項第 四号の違反 行為	条第二項第 一号の違反 行為	一年以内に二回以上、法第百十八 条第二項第三号（法第七十五条第 一項第二号に係る部分に限る。） 若しくは第四号、法第百十九条第 二項第四号若しくは法第百十九条 の二の二第二項の違反行為をした 者であること。
法第百十九 条第二項第 四号の違反 行為	法第百十九 条第二項第 一号の違反 行為	
法第百十九 条の二の二 第二項の違 反行為	法第百十九 条の二の二 第一項の違 反行為	三 （略）

第二十六条の七 法第七十五条の二第一項の政令で定める基準は、次の表一の上欄に掲げる違反行為が行われた場合において、自動車の使用者がその違反行為の区分ごとに同表の中欄に掲げる指示を受けた後一年以内における当該使用者の使用する当該指示に係る自動車に係る違反行為関係累計点数（当該違反行為及び当該指示を受けた時から当該違反行為が行われた時までの間における当該自動車についての当該違反行為と同一の区分のその他の違反行為（その行為の都度、同表の下欄に掲げる罪に当たる行為として認定されたものに限る。）のそれぞれについて別表第二の定めるところにより付した基礎点数の合計をいう。以下この条において同じ。）が、当該自動車の使用者の次の表二の上欄に掲げる前歴の回数に区分に及び、それぞれ同表の下欄に定め

条第一項第 五号の違反 行為	条第一項第 二号の違反 行為	。の違反行為をし、又は過去一 年以内に二回以上、法第百十八 条第一項第四号（法第七十五条第 一項第二号に係る部分に限る。）若 しくは第五号、法第百十九条第一 項第十一号若しくは法第百十九条 の二第一項第三号の違反行為をし た者であること。
法第百十九 条第一項第 十一号の違 反行為	法第百十九 条第一項第 三号の二の 違反行為	
法第百十九 条の二第一 項第三号の 違反行為	法第百十九 条の二第一 項第一号又 は第二号の 違反行為	三 （略）

第二十六条の七 法第七十五条の二第一項の政令で定める基準は、次の表一の上欄に掲げる違反行為が行われた場合において、自動車の使用者がその違反行為の区分ごとに同表の中欄に掲げる指示を受けた後一年以内における当該使用者の使用する当該指示に係る自動車に係る違反行為関係累計点数（当該違反行為及び当該指示を受けた時から当該違反行為が行われた時までの間における当該自動車についての当該違反行為と同一の区分のその他の違反行為（その行為の都度、同表の下欄に掲げる罪に当たる行為として認定されたものに限る。）のそれぞれについて別表第二の定めるところにより付した基礎点数の合計をいう。以下この条において同じ。）が、当該自動車の使用者の次の表二の上欄に掲げる前歴の回数に区分に及び、それぞれ同表の下欄に定め

る点数以上の点数に該当することとなつたときは、当該自動車の次の表三の上欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める期間を超えない範囲内の期間、当該自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずることができるとする。

表一

違反行為	自動車の使用者に対する指示	罪
(略)	(略)	法第百十八条第一項第一号又は第三項の罪
(略)	(略)	法第百十八条第二項第一号の罪
(略)	(略)	法第百十七条の二の二第一項第七号の罪

表二・表三 (略)

2 (略)

(免許の拒否又は保留の事由となる病気等)

第三十三条の二の三 (略)

2・3 (略)

4 法第九十条第一項第五号の政令で定める行為は、次に掲げるとおりとする。

一 法第百十七条の二第一項第一号、第三号又は第四号の罪に当たる行為(自動車等の運転に関し行われたものに限る。)

る点数以上の点数に該当することとなつたときは、当該自動車の次の表三の上欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める期間を超えない範囲内の期間、当該自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずることができるとする。

表一

違反行為	自動車の使用者に対する指示	罪
(略)	(略)	法第百十八条第一項第一号又は第二項の罪
(略)	(略)	法第百十八条第二項第二号の罪
(略)	(略)	法第百十七条の二の二第七号の罪

表二・表三 (略)

2 (略)

(免許の拒否又は保留の事由となる病気等)

第三十三条の二の三 (略)

2・3 (略)

4 法第九十条第一項第五号の政令で定める行為は、次に掲げるとおりとする。

一 法第百十七条の二第一号、第三号又は第六号の罪に当たる行為(自動車等の運転に関し行われたものに限る。)

二・三 (略)

(優良運転者及び違反運転者等に係る基準)

第三十三条の七 法第九十二条の二第一項の表の備考一の2の政令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日前五年間(第三号に掲げる者又は第四号に掲げる者(法第九十二条第一項の規定により交付を受けた運転免許証(以下「免許証」という。))に係る法第九十七条第一項第一号に掲げる事項について行う試験(以下この項において「適性試験」という。))を受けた日の前日が第四号に定める日以後である者に限る。)にあつては、それぞれ第三号又は第四号に定める日前五年間及び同日から法第九十二条第一項の規定により交付を受けた免許証に係る適性試験を受けた日の前日までの間。次項において同じ。)において違反行為又は別表第四若しくは別表第五に掲げる行為をしたことがないこととする。

一〜三 (略)

四 法第三十三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し(同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。)を受けた者(当該取消しを受けた日から起算して三年を経過しない者に限り、同日前の直近においてした法第八十九条第一項、第一百一条第一項若しくは第一百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は法第一百一条の五の規定による報告について法第一百七十七条の四第三号の違反行為をした者を除く。)で法第九十二条第一項の規定により免許証の交付を受けたもの 当該免許証に係る適性試験を受けた日(当該日が取り消された免許に係る免許証を更新前の免許証とした場合

二・三 (略)

(優良運転者及び違反運転者等に係る基準)

第三十三条の七 法第九十二条の二第一項の表の備考一の2の政令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日前五年間(第三号に掲げる者又は第四号に掲げる者(法第九十二条第一項の規定により交付を受けた運転免許証(以下「免許証」という。))に係る法第九十七条第一項第一号に掲げる事項について行う試験(以下この項において「適性試験」という。))を受けた日の前日が第四号に定める日以後である者に限る。)にあつては、それぞれ第三号又は第四号に定める日前五年間及び同日から法第九十二条第一項の規定により交付を受けた免許証に係る適性試験を受けた日の前日までの間。次項において同じ。)において違反行為又は別表第四若しくは別表第五に掲げる行為をしたことがないこととする。

一〜三 (略)

四 法第三十三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し(同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。)を受けた者(当該取消しを受けた日から起算して三年を経過しない者に限り、同日前の直近においてした法第八十九条第一項、第一百一条第一項若しくは第一百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は法第一百一条の五の規定による報告について法第一百七十七条の四第二号の違反行為をした者を除く。)で法第九十二条第一項の規定により免許証の交付を受けたもの 当該免許証に係る適性試験を受けた日(当該日が取り消された免許に係る免許証を更新前の免許証とした場合

における特定誕生日の四十日前の日以後であるときは、当該特定誕生日の四十日前の日)

五 (略)

2 (略)

(指定自動車教習所の指定の基準)

第三十五条 法第九十九条第一項第一号の政令で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

一 (略)

二 道路の交通に関する業務における管理的又は監督的地位に三年以上あつた者その他自動車教習所の管理について必要な知識及び経験を有する者で、次のいずれにも該当しないものであること。

イ (略)

ロ 法第一百七十七条の二第二項の罪、法第一百七十七条の二の二第一項第九号若しくは第二項の罪、法第一百八条第二項第三号若しくは第四号の罪、法第十九条第二項第四号の罪又は法第十九条の二の二第二項の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

ハ (略)

2・3 (略)

(仮運転免許の取消しの基準)

第三十九条の三 法第一百六条の二第一項の政令で定める基準は、次に掲

における特定誕生日の四十日前の日以後であるときは、当該特定誕生日の四十日前の日)

五 (略)

2 (略)

(指定自動車教習所の指定の基準)

第三十五条 法第九十九条第一項第一号の政令で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

一 (略)

二 道路の交通に関する業務における管理的又は監督的地位に三年以上あつた者その他自動車教習所の管理について必要な知識及び経験を有する者で、次のいずれにも該当しないものであること。

イ (略)

ロ 法第一百七十七条の二第四号若しくは第五号の罪、法第一百七十七条の二の二第八号から第十号まで若しくは第十二号の罪、法第一百八条第一項第四号若しくは第五号の罪、法第十九条第一項第十一号の罪又は法第十九条の二第一項第三号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

ハ (略)

2・3 (略)

(仮運転免許の取消しの基準)

第三十九条の三 法第一百六条の二第一項の政令で定める基準は、次に掲



一〇十二 (略)

十三 法第六十五条(酒気帯び運転等の禁止)第一項の規定に違反する行為(法第一百七十条の二第一項第一号に規定する酒に酔った状態とするものに限る。)

十四 (略)

十五 法第一百七十条の二第一項第四号又は法第一百七十条の二第一項第八号の罪に当たる行為

(アルコールの程度)

第四十四条の三 法第一百七十条の二の二第一項第三号の政令で定める身体に保有するアルコールの程度は、血液一ミリリットルにつき〇・三ミリグラム又は呼気一リットルにつき〇・一五ミリグラムとする。

別表第二(第二十六条の七、第三十三条の二、第三十三条の二の三、第三十四条の三、第三十六条、第三十七条の三、第三十七条の八、第三十七条の十、第三十九条の二の二関係)

一〇三 (略)

備考

一 (略)

二 一の表及び二の表の上欄に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによる。

1〇3 (略)

4 「妨害運転(交通の危険のおそれ)」とは、法第一百七十条の二の二第一項第八号の罪に当たる行為をいう。

一〇十二 (略)

十三 法第六十五条(酒気帯び運転等の禁止)第一項の規定に違反する行為(法第一百七十条の二第一号に規定する酒に酔った状態とするものに限る。)

十四 (略)

十五 法第一百七十条の二第六号又は法第一百七十条の二第十一号の罪に当たる行為

(アルコールの程度)

第四十四条の三 法第一百七十条の二の二第三号の政令で定める身体に保有するアルコールの程度は、血液一ミリリットルにつき〇・三ミリグラム又は呼気一リットルにつき〇・一五ミリグラムとする。

別表第二(第二十六条の七、第三十三条の二、第三十三条の二の三、第三十四条の三、第三十六条、第三十七条の三、第三十七条の八、第三十七条の十、第三十九条の二の二関係)

一〇三 (略)

備考

一 (略)

二 一の表及び二の表の上欄に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによる。

1〇3 (略)

4 「妨害運転(交通の危険のおそれ)」とは、法第一百七十条の二の二第十一号の罪に当たる行為をいう。

5  
128  
(略)

129 「酒酔い運転」とは、法第百十七条の二第一項第一号の罪に  
当たる行為（自動車等の運転に関し行われたものに限る。）を  
いう。

130 「麻薬等運転」とは、法第百十七条の二第一項第三号の罪に  
当たる行為（自動車等の運転に関し行われたものに限る。）を  
いう。

131 「妨害運転（著しい交通の危険）」とは、法第百十七条の二  
第一項第四号の罪に当たる行為（自動車等の運転に関し行われ  
たものに限る。）をいう。

132  
(略)

5  
128  
(略)

129 「酒酔い運転」とは、法第百十七条の二第一号の罪に当たる  
行為（自動車等の運転に関し行われたものに限る。）をいう。

130 「麻薬等運転」とは、法第百十七条の二第三号の罪に当たる  
行為（自動車等の運転に関し行われたものに限る。）をいう。

131 「妨害運転（著しい交通の危険）」とは、法第百十七条の二  
第六号の罪に当たる行為（自動車等の運転に関し行われたもの  
に限る。）をいう。

132  
(略)

○ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成十四年政令第二十六号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

		<p>（道路交通法施行令の規定の読替え適用）</p> <p>第四条 自動車運転代行業者についての道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>		読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
				<p>（略）</p>		<p>（略）</p>
<p>第二十六条の六第一号</p>		<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>法第百十七條の二第二項第一号</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>法第百十七條の二第二項第一号</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

現 行

		<p>（道路交通法施行令の規定の読替え適用）</p> <p>第四条 自動車運転代行業者についての道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>		読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
				<p>（略）</p>		<p>（略）</p>
<p>第二十六条の六第一号</p>		<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>法第百十七條の二第四号</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>法第百十七條の二第四号</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>





(営業の停止の基準)

第五条 法第二十三条第一項の政令で定める基準は、次項に定めるもののほか、次に掲げるとおりとする。

一 自動車運転代行業者が次のいずれかに該当したときは、それぞれ次に定める点数が、次号に規定する累積点数の算出の基礎として、当該自動車運転代行業者に付されるものとする。

イ・ロ (略)

ハ 法第二十二條第一項若しくは第二項又は第二十五條第二項第一号の規定による指示を受けるに至った場合において、当該指示の理由が、当該自動車運転代行業者又はその安全運転管理者等若しくは法第二條第五項に規定する運転代行業務従事者により次の表行為の欄に掲げる行為がされたことであるとき 次の表行為の欄の区分に応じ、同表点数の欄に定める点数

行 為		点数
(略)	五 法第十四條第二項の規定に違反する行為又は運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第七十四條の三第二項、第七項若しくは第九項の規定に違反する行為	一点
(略)		

2  
二〇四 (略)

(営業の停止の基準)

第五条 法第二十三条第一項の政令で定める基準は、次項に定めるもののほか、次に掲げるとおりとする。

一 自動車運転代行業者が次のいずれかに該当したときは、それぞれ次に定める点数が、次号に規定する累積点数の算出の基礎として、当該自動車運転代行業者に付されるものとする。

イ・ロ (略)

ハ 法第二十二條第一項若しくは第二項又は第二十五條第二項第一号の規定による指示を受けるに至った場合において、当該指示の理由が、当該自動車運転代行業者又はその安全運転管理者等若しくは法第二條第五項に規定する運転代行業務従事者により次の表行為の欄に掲げる行為がされたことであるとき 次の表行為の欄の区分に応じ、同表点数の欄に定める点数

行 為		点数
(略)	五 法第十四條第二項の規定に違反する行為又は運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第七十四條の三第二項、第七項若しくは第八項の規定に違反する行為	一点
(略)		

2  
二〇四 (略)